

「指定介護老人福祉施設」特別養護老人ホーム丸山長寿園

重 要 事 項 説 明 書

(事業所番号 3970200345)

当施設は入所者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 むろと会
(2) 所在地 高知県室戸市室戸岬町1675番地
(3) 電話番号 0887-23-1200
(4) FAX番号 0887-22-4536
(5) 代表者氏名 理事長 久保耕一
(6) 設立年月日 平成25年10月1日
(7) 開設年月日 平成26年4月1日
(8) 建物の構造 鉄筋コンクリート造平屋建
(9) 建物の延べ面積 2,356.82㎡
(10) 施設の名称 特別養護老人ホーム丸山長寿園
(11) 実施事業 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
短期入所生活介護（空床型） 介護予防短期入所生活介護
(12) 入所定員 100人
(13) 施設の目的

当施設は、介護保険法令の趣旨に従い、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援するために、介護老人福祉施設サービスを提供します。

2. 窓口営業時間

	営業時間	休日	備考
事務所	8:30～17:30	年中無休	交代勤務
生活相談員	8:30～17:30		交代勤務

3. 施設設備の種類

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。入所される居室は洗面所を備え、冷暖房完備です。介護は、個別ケアを基本に対応しています。棟別にリビング・浴室があり、トイレは居室に隣接して設置しています。

居室・設備の種類	室数	備考
居室：従来型個室 2人部屋 5人部屋 6人部屋	4室 8室 10室 5室	各居室には洗面所が設置され、部屋の出入り口にトイレが隣接して設置されています。
共同生活室	4室	
食堂	5か所	
機能訓練室	1室	
浴室	3室	(南棟・中棟東) 機械浴槽 (中棟西) 機械浴槽、特殊浴槽

医 務 室	1 室	
静 養 室	1 室	
便 所	1 3 ヶ所	居室に隣接して設置
洗 面 所	2 7 ヶ所	各居室に 1 ヶ所

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職務内容	職員数	指定基準
1. 施設長（管理者）	施設運営の統括と指揮管理	1 人	1 人
2. 事務長	庶務の統括と人事管理	1 人	
3. 生活相談員	入所者の生活相談援助	2 人	1 人
4. 介護職員	生活介護全般の介護	3 8 人	3 3 人
5. 看護職員	健康管理、医師との調整	5 人	3 人
6. 機能訓練指導員	機能訓練と職員への指導・計画作成、管理	1 人	1 人
7. 介護支援専門員	施設サービス計画作成	2 人	1 人
8. 医師（非常勤）	入所者の健康管理と療養上の指導	1 人	1 人
9. 栄養士又は管理栄養士	給食献立の作成・栄養マネジメント等	2 人	1 人

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤務体制
配置医師 松本医院 松本 諄	毎週 2 回 木曜日（18：30～19：30） 土曜日（18：30～19：30） ※なお、医師の都合により、曜日、時間の変更があります。
精神科医 あき総合病院	2 ヶ月に 1 回 第 2 火曜日
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出勤務 7：00～16：00 4 人 日常勤務 9：00～18：00 8 人 遅出勤務 12：00～21：00 1 人 夜間勤務 15：00～24：00 4 人 継続勤務 0：00～9：00 4 人
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出勤務 6：30～15：30 1 名 日常勤務 9：00～18：00 2 名 夜間待機 18：00～6：30 1 名（夜間オンコール対応）

5. サービスの種類と利用料金

以下のサービスについては、利用料金の9割が介護保険から給付されます。

① 食事に関する栄養管理

(但し、食材料費及び調理にかかる費用は別途いただきます。)

・当施設では、栄養士の献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態、生活習慣及び嗜好などを考慮した食事を提供します。

・利用者の自立支援のため、離床して食事を摂っていただくことを原則としています。

(食事時間帯) 朝食… 7:30~8:30 昼食…12:00~13:30 夕食…17:00~18:00

② 入 浴

・入浴は最低週2回行います。ただし、入浴のできない場合は、清拭等にて対応いたします。

(健康状態や季節を考慮)

・身体の状態に応じて、特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排 泄

・排泄の自立を目指しご利用者一人一人に合わせた排泄ケアを行います。

④ 機能訓練

・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。また、理学療法士による機能訓練指導も行います。

⑤ 健康管理

・医師や看護職員が、健康管理を行います。体調の悪い場合は協力病院等に受診対応します。

⑥ 症状の重度化防止

・症状の重度化に伴う「24時間見守り体制」や、「たんの吸引等医療的ケアの充実」など、利用者の重度化対応を実施していきます。

⑦ 摂食動作の維持

・食べることや飲み込むことに支障があり、継続して支援の提供が必要と認められる場合は、食事形態や摂食動作を確認して安全な食事介助を行っていきます。

⑧ 在宅への復帰支援

・退所に当り、食事・入浴・健康管理などの在宅での生活に関する相談援助を提供し、機能訓練や日常生活動作能力の維持及び向上など各種訓練等に関する相談助言、又、家屋の改修に至る相談援助も含め支援していきます。

⑨ 在宅と入所の交互利用

・入所の際は、在宅での生活を継続できるように、また、できる限り在宅生活が可能となるよう配慮し、在宅と施設入所を交互にできる環境整備を行い、在宅復帰を念頭に置いてケアを行っていきます。

⑩ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行っていきます。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容を行っていきます。
- ・利用者が相互に社会的関係を築き、それぞれ役割を持って生活できるよう配慮します。
- ・教養、趣味、娯楽などの活動をしていただく機会を作るよう配慮します。

<サービス利用料金>

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金は介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。また、自己負担の割合は市町村が発行する負担割合証をご確認下さい。

（多床室・従来型個室）1日あたり

区分・要介護度	基本単位	利用料	利用者自己負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	589単位	5,890円	589円	1,178円	1,767円
要介護2	659単位	6,590円	659円	1,318円	1,977円
要介護3	732単位	7,320円	732円	1,464円	2,196円
要介護4	802単位	8,020円	802円	1,604円	2,406円
要介護5	871単位	8,710円	871円	1,742円	2,613円

※ 介護給付サービス加算について

日常生活継続支援加算	居宅での生活が困難であり、当施設への入所の必要性が高いと認められる重度の要介護状態の者や認知症である者等を積極的に受け入れるとともに、介護福祉士を持つ職員を手厚く配置し、質の高い介護福祉施設サービスを提供した場合に算定。	36単位/日
看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	看護職員の体制について手厚い人員体制を取っている場合に算定。 Ⅰ：常勤の看護師を1名以上配置していること Ⅱ：①看護職員を常勤換算方法で入所者数25又はその端数を増すごとに1名以上配置していること。②最低基準を1名以上上回って看護職員を配置していること。③当該職員の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。	看護体制加算Ⅰ：4単位/日 看護体制加算Ⅱ：8単位/日
夜勤職員配置加算	通常の日勤職員（人員基準）に加え、介護職員または看護職員の数を1名以上配置。	13単位/日
外泊時費用	入所者が病院又は診療所へ入院を要した場合及び入所者に居宅における外泊を認めた場合。1カ月に6日を限度として算定。	246単位/日
初期加算	入所した日から起算して、30日以内の期間。30日を超える病院又は診療所への入院後に再び入所した場合も同様。	30単位/日
再入所時栄養連携加算	当施設に入所していたものが退所し病院又は診療所に入院後、再度当施設に入所する際、当初に入所していた時と再入所時で栄養管理が異なる場合に、当施設の管理栄養士が入院先の病院等の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を策定した場合に算定	200単位/回

退所前訪問相談援助加算	入院期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先だって、介護支援専門員、生活相談員等が、入所者が退所後生活する居宅を訪問し、入所者及び家族に対して退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合	460 単位/回
退所後訪問相談援助加算	退所後 30 日以内に入所者の居宅を訪問し、入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後 1 回を限度として算定	460 単位/回
退所時相談援助加算	入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合	400 単位/回
退所前連携加算	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	500 単位/回
退所時情報提供加算	入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合	250 単位/回
在宅復帰支援加算	入所者が退所した後、居宅サービスを利用するために必要な情報などを、入所者が希望する居宅支援事業所や家族に提供したり、調整を行い、退所後に退所者の居宅を訪問することなどで算定	10 単位/日
協力医療機関連携加算	利用者の健康状態を、日々記録を行い協力医療機関または利用者の主治医に対して月に1回以上の情報提供をした場合に算定 ・協力医療機関と利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。 ・利用者の同意を得ていること。 1. 協力医療機関が、指定地域密着型サービス基準第 152 条第 1 項各号に掲げる要件を満たしている場合 50 単位 2. 1 以外の場合 5 単位	
栄養マネジメント強化加算	低栄養状態のリスクが高い入所者に対して、多職種が共同で栄養ケア計画を作成し、これに基づく栄養管理を行うとともに、その他の入所者に対しても食事の観察を行い、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合に算定	11 単位/日
口腔衛生管理加算 Ⅰ・Ⅱ	施設入所者の口腔の健康を保つために設けられた加算 歯科医師などの指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理に係る計画が作成され、月二回以上、入所者の口腔衛生等の管理を行った場合に算定 ○口腔衛生管理加算（Ⅰ）：90 単位/月 ○口腔衛生管理加算（Ⅱ）：110 単位/月 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
特別通院送迎加算	透析が必要なものの受け入れに係る負担を軽減する観点から、定期的かつ継続的に透析を必要とする入所者であって、家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事由がある者について、施設職員が付き12回以上の送迎を行った場合	594 単位/月

配置医師緊急時対応加算	入所者に急変が生じた場合の対応について、早朝、夜間及び深夜にのみ算定可能な配置医師緊急加算について、日中であっても、配置医師が通常の勤務時間外に駆け付け対応を行った場合 ・配置医師の通常の勤務時間外の場合 (早朝・夜間・深夜を除く)・・・ 1回につき325単位 ・早朝・夜間の場合・・・ 1回につき650単位 ・深夜の場合・・・ 1回につき1,300単位																
看取り介護加算 Ⅰ・Ⅱ	高齢化により、介護老人福祉施設等で終末期を迎える方が増え続ける中、住み慣れた環境で、本人の尊厳を尊重しながら安心して最期を迎えられるようにと制定された加算 <u>○看取り介護加算（Ⅰ）</u> 常勤の看護師を1人以上配置し、24時間連絡できる体制を確保していること・看取りに関する研修を行っている ・看取りを行う際に、個室や静養室の利用ができる ・利用者に医師より、適切な情報提供と説明がなされた上で、医療・介護職と十分な話し合いをした上で、ご本人・又はご家族による意思決定によって進めていること ・医療・ケアチームにより、疼痛などの緩和・本人家族への精神的・社会的援助も含めた総合的な医療・ケアを行っていること ・時間の経過により、心身の状況が変化することもあるため、医療・ケアチーム・本人・家族との話し合いを繰り返し行い、文書にまとめておく・看取りに関する協議の参加者として、生活相談員を明記する ・施設サービス計画の作成時、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めている <u>○看取り介護加算（Ⅱ）</u> 看取り介護加算Ⅰの算定要件に加え、以下の要件を満たすことが必要です。 ・配置医師と施設の間で、利用者に対する注意事項、病状等の情報共有、医師との連絡方法、診察依頼の具体的状況等を取り決めている・複数名の配置医師を配置もしくは、配置医師と協力医療機関の医師が連携することで、施設の求めに応じて24時間対応の体制が確保されている <table border="1" data-bbox="432 1704 1214 2063"> <thead> <tr> <th>期間</th><th>看取り介護加算Ⅰ</th><th>看取り介護加算Ⅱ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡日の31日前～45日前</td><td>72単位</td><td>72単位</td></tr> <tr> <td>死亡日の4日前～30日前</td><td>144単位</td><td>144単位</td></tr> <tr> <td>死亡日の前日及び前々日</td><td>680単位</td><td>780単位</td></tr> <tr> <td>死亡した日</td><td>1,280単位</td><td>1,580単位</td></tr> </tbody> </table>	期間	看取り介護加算Ⅰ	看取り介護加算Ⅱ	死亡日の31日前～45日前	72単位	72単位	死亡日の4日前～30日前	144単位	144単位	死亡日の前日及び前々日	680単位	780単位	死亡した日	1,280単位	1,580単位	
期間	看取り介護加算Ⅰ	看取り介護加算Ⅱ															
死亡日の31日前～45日前	72単位	72単位															
死亡日の4日前～30日前	144単位	144単位															
死亡日の前日及び前々日	680単位	780単位															
死亡した日	1,280単位	1,580単位															

認知症チームケア 推進加算 Ⅰ・Ⅱ	認知症の行動・心理症状(以下:BPSD)に対する早期対応を評価する加算 研修等を受講し認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。 ○認知症チームケア推進加算(Ⅰ) 150単位/月 ○認知症チームケア推進加算(Ⅱ) 120単位/月	
認知症専門ケア加算Ⅰ・Ⅱ	認知症に関する専門的な研修を受けた介護職員を配置した事業所が、認知症の利用者を受け入れ、認知症ケアに関する会議や研修などを実施していることを評価 ○認知症専門ケア加算(Ⅰ)：3単位/日 ○認知症専門ケア加算(Ⅱ)：4単位/日	
個別機能訓練加算 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	機能訓練指導員を配置し、利用者に対して個別に個別機能訓練計画書を作成し、機能訓練を実施し、その効果や取り組みを評価する加算 個別機能訓練加算Ⅰ：12単位/月 個別機能訓練加算Ⅱ：20単位/月 個別機能訓練加算Ⅲ：20単位/月	
褥瘡マネジメント加算	褥瘡マネジメント加算とは、褥瘡の発生を予防するために、対策を行っている施設が算定できる加算 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)：3単位/月 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)：13単位/月	
排せつ支援加算 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	入所者に対し、適切な排せつケアを提供する体制を整えることや、排せつに関する改善が見られた場合に評価される加算 ○排せつ支援加算(Ⅰ)：10単位/月 ○排せつ支援加算(Ⅱ)：15単位/月 ○排せつ支援加算(Ⅲ) 20単位/月	
科学的介護推進体制加算Ⅰ・Ⅱ	LIFE(科学的介護情報システム)へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを評価する加算 ○科学的介護推進体制加算(Ⅰ)：40単位/月 入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出していること ○科学的介護推進体制加算(Ⅱ)：50単位/月 入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他入居者の心身の状況等に係る基本的な情報に加えて、入居者ごとの疾病及び服薬の状況等の情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出していること	
安全対策体制加算	入所者の事故を防ぐための強化対策を講じている介護施設を評価する加算 外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に1回のみ入所時に加算	入所時 20単位/回

高齢者施設等感染対策向上加算	高齢者施設等について、施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止することが求められます。医療機関等と連携していることなどを評価 <u>○高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）：10単位/月</u> 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築していること。 上記以外の一般的な感染症（※）について、協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること。（※ 新型コロナウイルス感染症を含む。） 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に1年に1回以上参加し、助言や指導を受けること。 <u>○高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）：5単位/月</u> 感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、少なくとも3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。 感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けること。	加算：Ⅰ 10単位/月
新興感染症等施設療養費	新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行うことを評価する加算	240単位/日
生産性向上推進体制加算Ⅰ・Ⅱ	介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことを評価する新たな加算 <u>生産性向上推進体制加算（Ⅰ）100単位/月</u> <u>生産性向上推進体制加算（Ⅱ）10単位/月</u>	
サービス提供体制加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	介護に関わる事業者を対象とした加算です。介護福祉士など介護職員の資格の有無や勤続年数などをもとに、より質の高いサービスを提供する体制が整っている事業所を評価 <u>・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・・・22単位/日</u> 介護福祉士が80%以上又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上 <u>・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）・・・18単位/日</u> 介護福祉士が60%以上 <u>・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）・・・6単位/日</u> 介護福祉士が50%以上又は常勤職員が75%以上又は勤続7年以上の介護職員が30%以上	

介護職員処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合には、サービス等に要する費用の額の算定に関する基準に掲げる区分に従い、次にあげる単位数を所定単位数に加算します	月の総単価数 ×14%
------------	---	----------------

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が入所者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 居住費

利用者の居住に要する費用です。(室料及び光熱水費相当)

入所者負担段階	従来型個室	多床室
第1段階	380円	0円
第2段階	480円	430円
第3段階①	880円	430円
第3段階②	880円	430円
第4段階	1,231円	915円

② 食費

利用者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用相当です。

料金：下記の表のとおり。

但し、①及び②について、特定入所者介護サービス費の対象者（利用者負担第1段階から第3段階の方）は、料金表のとおり、利用者負担段階に応じて負担限度額をお支払いいただきます。基準費用額との差額は、介護保険より補足給付されます。なお、第4段階以上の方は、基準費用額相当の全額をお支払いいただきます。介護保険からの補足給付はありません。

※食費1日につき1,445円

(内訳は朝食335円、昼食550円、夕食560円)

利用者負担段階	食費(日額)
第1段階	300円
第2段階	600円
第3段階①	1,000円
第3段階②	1,300円
第4段階	1,445円

③ 理容・美容

[理美容サービス]

月に2回程度、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金は実費となります。(特別割引料金)

④ 貴重品の管理

利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

◇ 管理する金銭の形態：利用者本人名義の通帳または現金

◇ お 預 か り す る も の：上記預貯金通帳と金融機関に届出た印鑑、年金証書、介護保険者証
医療保険者証、その他、生活に必要な証書。

◇ 保 管 管 理 責 任 者：印鑑は施設長、通帳及び証書等は事務

◇ 出 納 方 法：手続きの概要は「特別養護老人ホーム丸山長寿園施設入所者預り金等
管理規程」を遵守し運用する。

⑤ 複写物の交付

利用者及びご家族は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、その枚数が多くなる場合は実費をご負担いただく場合があります。

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で、利用者にご負担いただくことが
適当であるもの（衣類・嗜好品等）にかかる費用をご負担いただきます。

⑦ テレビ使用電気料金

利用者は、個人で利用するテレビについては電気料金として月 500 円の負担をお願いしてい
ます。

(3) 利用料金のお支払い方法

施設入所料、利用者自己負担金は、1 か月ごとに計算しご請求しますので、指定日までに指定口
座へお支払いください。支払い方法は、下記の指定口座への振り込み、銀行引き落とし、または
施設事務所窓口にてもお支払ができます。

（金融機関での振込手数料は利用者負担となります。施設の窓口支払いは手数料かかりません。）

振込先口座

金融機関名 高知銀行 室戸支店 普通 口座番号 3 0 1 7 2 3 5

振込先名義 シャカイフクシホウジンムロトカイ リジチョウ クボ コウイチ
社会福祉法人 むろと会 理事長 久保 耕一

5 ・ 配置医師及び協力医療機関

医療を必要とする場合は、配置医師の診断により下記協力医療機関において診察や入院治
療を受けることとなります。（但し、救急場合は、その時の状況によります。）

① 配置医師

医 師 名	医療法人 裕香会 松本医院 松本 諄
所 在 地	高知県室戸市吉良川町甲 2263
診 療 科	内科、外科

② 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 裕香会 松本医院
所在地	高知県室戸市吉良川町甲 2263
診療科	内科、外科
医療機関の名称	医療法人 若水会 むろとぴあ医院
所在地	高知県室戸市浮津
診療科	内科、整形外科

医療機関の名称	医療法人 白井会 田野病院
所在地	高知県安芸郡田野町 1414-1
診療科	内科、外科、眼科、皮膚科、脳外科、循環器科、整形外科、耳鼻咽喉科、放射線科
医療機関の名称	高知県立あき総合病院
所在地	高知県安芸市宝永町 3-33
診療科	内科、外科、精神科、整形外科

③ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	浮津松本歯科クリニック
所在地	高知県室戸市浮津 2 番町 124

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日を定めていませんが、以下のような事由に該当した場合は当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。

①介護認定により利用者の心身の状況が要介護 2 以下と判定された場合（平成 27 年 10 月以降の利用者）又は、非該当・要支援 1・2 と判定された場合
②事業者が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
③施設の滅失や重大な毀損により利用者に対するサービス提供が不可能になった場合
④当施設が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
⑤利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）入所者からの退所の申し出（契約解除）

契約の有効期間であっても、利用者及びご家族から当施設からの退所を申し出ることができます。
 その場合には、退所を希望する 7 日前までに解約を申し出てください。
 但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
②利用者が入院され 3 ヶ月が経った場合
③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合

- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者によるサービス利用料金の支払いが3ヵ月以上滞納し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により、事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④利用者が、連続して3ヵ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合。
- ⑤利用者が、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所又は入院した場合

※ 入所者が病院等に入院された場合の対応について

◎当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

- ①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合
6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、入院した日の翌日から6日以内は所定の利用料金をご負担いただきます。（外泊時加算 1日あたり 246円）
- ②7日間以上3ヵ月以内の入院の場合
3ヵ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、再入所日を調整させていただく場合があります。
- ③居住費について
利用者が入院期間中において、居室が入所者のために確保されている場合は、所定の居住費をご負担いただきます。（特定入所者介護サービス費の対象者の補足給付は6日間のみです。）但し、事業者が居室を短期利用者等に利用した期間は、居住費をご負担いただく必要はありません。
- ④3ヵ月以内の退院が見込まれない場合
3ヵ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助

事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- ①適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ②居宅介護支援事業者の紹介
- ② その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受付けます。

- 苦情解決責任者 〈職名〉 施 設 長 久 保 耕 一
- 苦情受付担当者 〈職名〉 生活相談員 山本 ちあき ・ 阿部 宏子
- 受付時間

毎週 月曜日～日曜日 9:00～17:00

又、苦情受付ボックスを窓口に設置しています

(2) 第三者委員

〈職名〉 民生児童委員 竹本昭光 民生児童委員 松本睦美

(第三者評価実施状況)

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

室戸市保健介護課	所 在 地	室戸市領家 8 7 番地
	電話番号	0 8 8 7 - 2 2 - 5 1 5 5
	受付時間	9 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
高知県 国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所 在 地	高知市丸の内 2 丁目 6 番 5 号
	電話番号	0 8 8 - 8 2 0 - 8 4 1 0
		0 8 8 - 8 2 0 - 8 4 1 1
	受付時間	9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 1 3 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0

8. 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための指針の整備

当施設は様々な感染症・食中毒～入所者等を守るために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための委員会の設置

「感染症対策委員会」を設置、3 カ月に 1 回以上開催し、施設内に感染症や食中毒が持ちこまれることの予防、又持ち込まれたとしてもまん延しないための対策を検討するとともに、感染症・食中毒が発生・まん延した際の各種マニュアルの策定や感染症が発生したとしても事業を継続するための事業継続計画の策定等を行います。

② 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための指針の整備

法人全体として、感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備し、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。

③ 感染対策担当者の配置

④ 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を新規採用者に実施すると共に年 2 回以上計画的かつ継続的に実施いたします。

9. 非常災害対策について

当施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくと共に、災害に備えて定期的に避難救出等の必要な訓練を行い、各種訓練（避難誘導・通報・消火等）を各項目毎年 2 回以上行っています。

又、別途定める BCP（事業継続計画）により、大規模な災害や感染症が発生した場合でもできる限り事業が継続できるように尽力していきます。

1 0. 高齢者虐待防止について

当施設では、ご利用者等の人權の擁護・虐待の防止のために次に掲げる通り必要な措置を講じます

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
- ・職員への委員会結果通知
- ・虐待防止の目の指針の設備
- ・研修の実施
- ・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

1 1. 事故発生への対応方法について

入所者に対する当施設のサービスの提供により事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村、ご家族に連絡を行います。

又、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。なお、当施設のサービスの提供により、ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 2. 身体拘束について

事業者は原則として、入所者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録します。

また事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ①緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合
- ②非代替性・・・身体的拘束以外に、入所者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合
- ③一時性・・・入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 3. サービス提供における事業者の義務

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者に褥瘡が発生しないよう適切な介護を行います。
- ③ 事業者は感染症、食中毒の予防及びまん延の防止に努めます。また、発生した場合は、医療機関や保健所、市町村等と連携し、感染拡大の防止、報告等、必要な措置を講じます。
- ④ 利用者の体調、健康状態上必要な場合には、配置医師及び協力医療機関と連携し医療処置を受けることができるよう連絡調整します。
- ⑤ 要介護認定の有効期間の満了日 30 日前までに、要介護認定更新の申請を行います。又、市町村の委託による、利用者に対する要介護認定調査の業務を行ないます。
- ⑥ 利用者に提供したサービス記録を作成し、5 年間保管すると共に、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑦ 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、緊急やむを得ない場合には、ご家族の同意を得ると共に、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

- ⑧ 事業者及び職員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。但し、より良い介護サービスを提供する為、サービス担当者会議等で利用者又はご家族の情報をを用いる事がある他、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。又、利用者の円滑な退所の為の援助を行う際には、あらかじめ文書にて利用者の同意を得ます。
- ⑨ 事業者は、サービス提供時において、利用者の身体に急変その他緊急に処すべき事態・事故が発生した場合は、速やかに医師又は看護職員と連携し、適切な医療処置を行うと共に、家族及び管理者・市町村への報告等必要な措置を講じます。また、事故の場合改善策を定めてサービス従事者等に周知徹底し、再発防止に努めます。

1.4. 利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている方々の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 外出・外泊

外出及び外泊を希望される場合は、事前にお申し出下さい

なお、利用者が外泊期間中において、居室が利用者のために確保されている場合は、所定の居住費をご負担いただきます。(特定入所者介護サービス費の対象者については、介護保険からの補足給付は6日間のみとなります。)但し、事業者が居室を短期入所者等に使用した場合は、居住費をお支払いいただく必要はありません。

(2) 食事

食事が不要な場合は、事前にお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には重要事項説明書に定める「食費」は減免されます。

(3) 施設設備の使用上の注意

① 居室及び共用施設等は、その本来の用途に従って使用して下さい。

② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復して頂くか、又は相当の代価をお支払い頂く場合があります。

③利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

当施設の他の利用者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4) 喫煙

火災防止のため、施設内の定められた場所以外での喫煙はできません。

1.5. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は自己の責に帰すべき事由より契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を勘案して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

個人情報の使用及び提供について

個人情報の使用及び提供にかかる同意書

社会福祉むろと会が、私及び代理人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、又は収集することに同意します。

<個人情報保護の趣旨>

当法人が保有する利用者及びそのご家族に関する個人情報については、正当な理由なく第三者に提供致しません。なお、この個人情報取り扱いについては契約終了後も継続します。

<個人情報使用範囲>

利用者及びそのご家族の個人情報利用については、解決すべき問題や課題など、情報を共有する必要のある場合、および以下の場合に用いらさせていただきます。

- ①適切なサービスを円滑に行うために、連携が必要な場合の情報共有のため
- ②サービス提供に掛かる請求業務などの事務手続き
- ③サービス利用にかかわる管理運営のため
- ④緊急時の医師・関係機関への連絡のため
- ⑤ご家族及び後見人様などへの報告のため
- ⑥当法人サービスの、維持・改善にかかる資料のため
- ⑦当法人の職員研修などにおける資料のため
- ⑧法令上義務付けられている、関係機関からの依頼があった場合
- ⑨損害賠償責任などにかかる公的機関への情報提供が必要な場合
- ⑩特定の目的のために同意を得たものについては、その使用目的の範囲内で使用する

<肖像権について>

当法人の、パンフレット・施設内研修・掲示物・広報誌などにおいて、ご利用者の映像・写真を使用させていただく場合があります。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人むろと会
指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム丸山長寿園

説明者職名 生活相談員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、より良い介護サービス実施のため、サービス担当者会議等で利用者並びに家族の情報をを用いる他、医療機関への受診・入院・退所等に際して、医療機関・居宅介護支援事業者への情報提供を含め、指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に同意しました。

《利 用 者》

住 所

氏 名 印
(代筆者氏名 (続柄))

《代 理 人 (身元保証人)》

住 所

氏 名 印
(利用者との続柄)